

前号では大型商業店舗の障害者用駐車場の現地調査結果を報告した。調査事例では警察が介入するようケースもあり、利用者のモラルを問うような不正駐車が日常的に行われ、コンフリクト事象が絶えない実態があった。施設側では人々のモラルを喚起する努力を行うものの不正駐車が後を絶たず、適正利用に向けた行政施策を強く望むということであった。

そこで今回は、行政施策としてどのような取り組みが行われているのかを検証する。

### 自治体の取り組み

#### 事例① A県の場合

まず、A県の事例をみている。県庁の担当課から障害者用駐車場の適正利用に向けて次のような啓発、注意喚起の文章で県民に呼びかけている。

##### 障害者用駐車場の適正利用について (お願い)

誰もが自由に行動するためには、自動車による移動の前提となる駐車場の確保が重要となります。病院やスーパーマーケットなどの公共施設に設置されている車いすマークの障害者用駐車場は、ドアを大きく開く必要がある方が乗り降りできるように、幅が広くつくられ、また、移動にかかる負担や安全面への配慮から出入口に近いところに設置してあります。

障害者用駐車場の適正利用について、ご協力をお願いします！

##### 障害者用駐車場の利用対象者の方々

障害者用駐車場は、車いす使用者の利用のみに限定された駐車場ではありません。障害やけが、病気などで歩くことが難しい方や、歩行器や杖などを使用していたり、妊娠中であるなど車への乗り降りに広いスペースの配慮が必要な方なども利用の対象となります。

それでは、障害者用駐車場を必要としている人は、どのくらいおられるのでしょうか？

例えば、障害があり、身体に合わせて改造した車を運転されているドライバーは、全国で約20万人、A県では約3,000人おられます。この他に、けがをされている方や、妊娠中の方などのことを考えると、障害者用駐車場が、いかに多くの人に必要とされているかが分かります。

##### 問題となっていること

利用対象ではない人が駐車しているために、本当に必要な人が車を止められないケースが目立っています。「ちょうど空いているから」「少しの間ならかまわない」などといった駐車が、本当に必要とする人にとって大きな迷惑行為となります。

##### 今すぐに見えること

障害者用駐車場の整備が進んでも、目的に合った利用のために大事なことは、私たち一人ひとりの思いやりです。この駐車場を必要としている人がいます。そのことを考えて、マナーある駐車を心がけましょう。

また、同じように、高齢者や障害のある人などのためのスロープや点字ブロックについても、何のために設置されているのかを考えて、その利用の妨げとならないような配慮を行うことが必要です。(スロープや点字ブロックの上に、自転車や自動車等を停めていませんか?)

以上がA県での適正利用に向けたモラル喚起の文章である。

障害者用駐車場については、「ドアを大きく開く必要がある方が乗り降りできるように、幅が広くつくられ、また、移動にかかる負担や安全面への配慮から出入口に近いところに設置する」と説明している。

しかし、対象者の範囲では「障害者用駐車場は、車いす使用者の利用のみに限定された駐車場ではありません。障害やけが、病気などで歩くことが難しい方や、歩行器や杖などを使用している人、妊娠中であるなど車への乗り降りに広いスペースの配慮が必要な方なども利用の対象となります」と表現している。バリアフリー法に示された「車いす用」に設置するという駐車場が、実態では対象の範囲が拡大し、必要な人は駐車できるというような曖昧なものになっている。行政の取り組みとして、A県ではモラルの問題を全面に掲げ、マナーのある行動を人々に呼びかけている。

#### 事例② B県の場合

B県の事例は、利用者を選定する制度「パーキングパーミット」を導入したものである。ここでの対象者は「身体、知的、精神の各障害者、介護の必要な高齢者、妊産婦、一時的に車いすや杖が必要なケガ人等」とその対象枠を大きく拡大している。障害者用駐車場に一般ドライバーが駐車することを防止する対策として駐車利用証を発行してマナー違反者追放に取り組む事例である。『徳島新聞』に掲載された記事より紹介する。

##### 優先駐車スペース利用証、障害者らに交付 四国初、県が制度導入

県内の公共施設や量販店の優先駐車スペースに、わが物顔で車を止める一般ドライバーが後を絶たない。マナー違反車両の追放へ、県は2009年度、パーキングパーミット(身体障害者等向け駐車場利用証)制度を導入し、県内共通の利用証を交付する。障害者や介護の必要な高齢者、妊婦やけが人ら一時的な歩行困難者が車を止めやすくするほか、一般ドライバーにはマナー向上を促す。同制度の導入は四国初。

駐車スペースは、施設の入り口近くに設けられているため、「少しの間」などと車を止める一般ドライバーが少なくない。量販店では、客に遠慮して注意しないケースも多く、モラルに任せているのが実情だ。一方、優先スペースに車いすのマークが書かれているため、車いすを使わない身体の不自由な人からは「停めていいのか戸惑ってしまう」との声がある。また、外見からは分からない、内蔵に障害を抱える障害者らも、停めるのをためらいがちだという。利用証の交付対象は、身体、知的、精神の各障害者、介護の必要な高齢者、妊産婦、一時的に車いすや杖が必要なケガ人等。障害者手帳や母子手帳などを添えて県に申請すれば、無料交付される。現在、公安委員会が発行する駐車除外指定標章を交付されている人等を含め、約4,400人と見込んでいる。同制度は2006年7月に佐賀県が全国で初めて導入した。

以上、適正利用に向けた自治体の取り組み事例をみたが、障害者用駐車場の対象者がいずれも車いす使用者に限定されたものではなく、幅広く対象者が定義されている。バリアフリー新法の車いす用とする駐車場の規定と自治体の実態は明らかに異なっており、曖昧なものとなっている。必要な人は利用できるというような解釈が可能であり、利用上の混乱を招いていると思える。